

大阪国際大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 大阪国際大学（以下「本大学」という。）は、全人教育を推進し、創造する力を培う。この目的に沿って、普遍的な倫理感を育みつつ、国際的視野に立つ広い知識、深い専門学術及びそれらの実社会への適用を教授し、研究する。

第2章 学部・学科、定員等

(学部・学科)

第2条 本大学に、次の学部・学科を置く。

経営経済学部	経営学科 経済学科
人間科学部	心理コミュニケーション学科 人間健康科学科 スポーツ行動学科
国際教養学部	国際コミュニケーション学科 国際観光学科

2 本大学は、前条に掲げる本大学の目的を達成するため、設置学部・学科の目的を次のとおり定める。

経営経済学部経営学科

経営学の専門知識のみならず、経済、法律、情報など経営を取り巻く社会の広い知識を身につけ、総合的な視野から社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

経営経済学部経済学科

現代の経済社会をその背景とともに正しく論理的に理解し、その中で積極的に自分の役割を果たしていこうとする強い意志と職業意識を持つ社会人を養成することを目的とする。

人間科学部心理コミュニケーション学科

多種多様なコミュニケーション及び人間の相互理解と集団及び組織を運営していくためのコミュニケーションの役割について理解し、社会の中でそれらを適切に活用できる人材を養成することを目的とする。

人間科学部人間健康科学科

人間にとっての健康の意味、食生活・こころ・運動・レジャーと健康の関わりを理解し、心豊かに人生を生きる技を身につけると同時に、社会人として必要な基礎的能力も身につけ、広く社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

人間科学部スポーツ行動学科

スポーツに関する知識・技能を備え、それを通じて学校体育、健康指導及びスポーツに関連するビジネスやマネジメントなどの分野で国内・外を問わず活躍できる人材を養成することを目的とする。

的とする。

国際教養学部国際コミュニケーション学科

英語をはじめとする外国語によるコミュニケーション能力、国際関係に関する理解力と、流通・マーケティングに関する能力を通じて、国際的なビジネス環境に対応できる知識と理解力を身につけた人材を養成することを目的とする。

国際教養学部国際観光学科

高度な英語コミュニケーション能力と、国際関係や異文化・日本文化に関する深い理解力、アジアを中心とする観光ビジネスに関わる知識と実践的能力を身につけた、国際社会において活躍できる人材を養成することを目的とする。

(学位授与の方針等)

第2条の2 本大学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

それぞれの方針に関する事項は別に定める。

(定員)

第3条 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
経 営 経 済 学 部	経 営 学 科	80 名	—	320 名
	経 済 学 科	60 名	—	240 名
人 間 科 学 部	心理コミュニケーション学科	70 名	—	280 名
	人 間 健 康 科 学 科	70 名	—	280 名
	ス ポ ー ツ 行 動 学 科	110 名	—	440 名
国 際 教 養 学 部	国際コミュニケーション学科	70 名	—	280 名
	国 際 観 光 学 科	70 名	—	280 名
計		530 名	—	2,120 名

(大学院)

第4条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

(留学生別科)

第5条 本大学に、留学生別科を置く。

2 留学生別科に関する規程は、別に定める。

第3章 教職員組織及び教授会等

(教職員組織)

第6条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及びその他の職員を置く。

2 本大学に、副学長を置くことができる。

3 学部に、学部長を置く。

4 その他教職員及び職制に関する規則は、別に定める。

(教授会)

第7条 本大学学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部にも所属する教授をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めるときは、准教授、専任講師、助教を構成員に加えることができる。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部に係る教育研究に関する事項について審議し、又は学長の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 5 その他教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(運営協議会)

第8条 本大学に、運営協議会を置く。

- 2 運営協議会に関する事項は、別に定める。

(各種委員会)

第9条 本大学に、各種の委員会を置く。

- 2 各種の委員会に関する事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年は、次の2学期に分ける。

前期は、4月1日に始まり、9月30日に終わる。

後期は、10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第12条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次の通りとする。

- 1 土曜日
- 2 日曜日
- 3 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 4 学園の創立記念日(1月18日)
- 5 春期休業(3月11日から4月5日まで)
- 6 夏期休業(8月1日から9月20日まで)
- 7 冬期休業(12月24日から1月6日まで)
- 2 前項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本大学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第14条 学生は、8年を超えて在学することができない。但し、第22条の規定により入学した

学生は、第 23 条に定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 6 章 入学、編入学、休学、復学、退学、再入学、 除籍、復籍、転学部・転学科、転学、転入学及び留学

(入学の時期)

第 15 条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第 16 条 本大学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者【同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。】
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者について、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。
- (9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの。

(入学の出願)

第 17 条 本大学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を添えて、入学願書及び別に定める書類を、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 18 条 学長は、入学志願者について、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の意見を聴き、合格者を決定する。

(入学手続・入学許可)

第 19 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書その他の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学の宣誓)

第 20 条 前条の規定に基づき、入学を許可された者は、入学宣誓式に出席し、入学の宣誓を行わなければならない。

(保証人)

第 21 条 保証人は、保護者又はこれに代わり得る者で、独立の生計を営み保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

2 本大学が保証人として不相当と認めるときは、その変更を命ずることがある。

3 学生が在学中に保証人を変更しようとするときは、新旧保証人が連署して、直ちに届け出なければならない。また、保証人が住所、氏名を変更したときも直ちに届け出なければならない。

4 保証人が死亡したときは、新たに保証人を定めて、誓約書を提出しなければならない。

(編入学)

第 22 条 学長は、次の各号の一に該当する者が本大学に編入学を志望するときは、選考のうえ、教授会の意見を聴き、2 年次又は 3 年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学に 2 年以上在学して所定の単位を修得した者

(3) 短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）の卒業者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上、総授業時間が 1,700 時間以上であるものに限る）を修了した者

(6) その他相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者

(編入学生の単位認定、在学年数)

第 23 条 前条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(準則)

第 24 条 第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条の規定は、編入学生に準用する。

(休学)

第 25 条 病気その他の理由により、引き続き 3 か月以上就学することができない者は、保証人連署のうえ、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 病気のため、就学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることがある。

3 休学期間中の学費等は、その期間などにより本大学が定める。

(休学期間)

第 26 条 休学期間は、1 年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 14 条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第 27 条 休学期間中であっても、休学の理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 28 条 退学しようとする者は、その理由を明らかにし、保証人連署のうえ、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第 29 条 前条の規定により退学した者が再入学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 30 条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 正当な理由がなく授業料・施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第 14 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 26 条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第 31 条 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号により除籍となった者が、復籍しようとするときは、学長の許可を得て除籍時の相当年次に復籍することができる。

2 復籍に関する取り扱いは、別に定める。

(転学部・転学科)

第 32 条 学長は、本大学に在学する者が転学部・転学科を願い出たときは、相当年次に欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴き、これを許可することができる。

(転学、転入学)

第 33 条 本大学から、他の大学へ転学を希望する者は、本大学の学長の許可を得なければならない。

- 2 他の大学から本大学へ転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合若しくは教育上支障がない場合に限り、選考のうえ、入学を許可することができる。
- 3 転学、転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(留学)

第 34 条 学長は、外国の大学で学修を志願する者について、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の意見を聴き、留学を許可することができる。

2 前項の留学期間は、1 か年に限り第 13 条に定める修業年限に算入することができる。

第 7 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 35 条 本大学の授業科目を分けて、共通教育科目、学部・学科専門科目、学部・学科科目及び教職関係専門科目とする。

- 2 授業科目の単位数は、1 単位につき教室内、教室外をあわせて 45 時間の学修を標準として定める。
- 3 第 1 項の区分により開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第 35 条の 2 本大学の授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、これにより修得する単位数は、第 36 条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち 60 単位を超えないものとする。
- 3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業要件)

第 36 条 卒業に必要な総単位数及び授業科目ごとの所要単位数は次のとおりとする。

(経営経済学部)

授業科目	授業科目別所要単位数	卒業に必要な総単位数
共通教育科目	31 単位以上	124 単位以上
学部・学科専門科目	68 単位以上	

ただし、授業科目ごとの所要単位数の合計で、卒業に必要な総単位数に不足する 25 単位については、いずれの授業科目から履修し、充足しても差し支えないものとする。

(人間科学部、国際教養学部)

授業科目	授業科目別所要単位数	卒業に必要な総単位数
共通教育科目	31 単位以上	124 単位以上
学部・学科科目	66 単位以上	

ただし、授業科目ごとの所要単位数の合計で、卒業に必要な総単位数に不足する 27 単位については、いずれの授業科目から履修し、充足しても差し支えないものとする。

(教職課程)

第 37 条 教員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。教職課程の履修に関しては、別に定める。

2 取得できる教員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

人間科学部スポーツ行動学科

中学校教諭一種免許状 (保健体育)

高等学校教諭一種免許状 (保健体育)

(学芸員課程)

第 38 条 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 学芸員課程の履修に関しては、別に定める。

(単位の授与)

第 39 条 授業科目を履修し、その科目の試験に合格した者には所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 40 条 履修授業科目に対する成績の評価は、原則として試験によることとし、その結果は、5、4、3、2、1 の 5 評語をもって表示する。

2 前項の評価により、5、4、3 及び 2 の評語を得た授業科目は、合格とする。

(他大学等における学修又は修得単位の認定)

第 41 条 教育上有益と認めるときは、学生が次の各号に定めるところにより修得した単位又は学修について、教授会の意見を聴き、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

(1) 他の大学又は短期大学との協議に基づき、本大学の定めるところにより、学生が当該大学等の授業科目を履修し修得した単位

(2) 学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学で修得した単位

(3) 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他平成 3 年文部省告示第 68 号に定める学修

(4) 学生が本大学に入学する前に行った前号に定める学修

2 前項第 1 号に定める規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

3 前 2 項の規定により卒業に要する単位として認定することのできる単位数は、編入学、転学等

の場合を除いて 60 単位を超えないものとする。

(履修の方法)

第 42 条 授業科目の履修方法その他履修に関する必要な事項は、履修規程の定めるところによる。

第 8 章 卒業及び学士の学位

(卒業)

第 43 条 本大学に 4 年以上在学し、所定の教育課程に従って授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ所定の成績評価を得た者には卒業を認める。但し、在籍の延長を所定の様式により願い出た場合、1 年を限度として特別にこれを認めることができる。

2 前項にかかわらず、本大学に 3 年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法第 89 条に規定する卒業を希望する場合は、これを認めることができる。

(学士の学位)

第 44 条 本大学を卒業した者には、次の区分に従い学士の学位を授与する。

経営経済学部	経営学科	学士 (経営学)
	経済学科	学士 (経済学)
人間科学部	心理コミュニケーション学科	学士 (人間科学)
	人間健康科学科	学士 (人間科学)
	スポーツ行動学科	学士 (人間科学)
国際教養学部	国際コミュニケーション学科	学士 (国際教養学)
	国際観光学科	学士 (国際教養学)

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第 45 条 本大学の学生で学業の特に優秀な者、又は学生の模範となる行為をした者は、これを表彰する。

(懲戒)

第 46 条 本大学の学生で本大学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、その軽重に従い譴責、停学若しくは退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な事由なしに欠席が引き続き 3 か月以上に及んだ者

(4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第 47 条 本大学において、特定の専門事項について研究指導を得ようと志願する者があるときは、学生の授業並びに研究指導に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の取り扱いに関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 48 条 本大学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 49 条 外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の取り扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 入学検定料、入学金、授業料等

(学費等)

第 50 条 入学検定料、学費及びその他の納付金について必要な事項は、別にこれを定める。

第 12 章 附属施設

(附属施設)

第 51 条 本大学に、図書館、国際関係研究所及びその他の附属施設を置く。

2 前項に定める附属施設に関する規則は、別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 52 条 社会人の教養を高め文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設することができる。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、昭和 63 年度入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成元年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第 3 条の規定にかかわらず、平成 2 年度から平成 10 年度までの間、経営情報学部経営情報学科の入学定員は 250 名とする。

附 則

- 1 この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 4 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 前項にかかわらず、改正後の学則第46条の規定は、平成5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、改正後の学則第46条の規定は、平成6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、平成7年度以前の政経学部入学者の卒業要件（学則第34条第2項）については、なお従前の例による。
- 第1項の規定にかかわらず、平成7年度以前の入学者の学費等（学則第46条）については、なお従前の例によるものとし、入学検定料については、平成8年度入学志願者からこの改正規定を適用する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、平成9年度以前の経営情報学部入学者の卒業要件（学則第34条第1項）については、なお従前の例による。
- 第1項の規定にかかわらず、平成9年度以前に入学した外国人留学生については、第一外国語として新たに日本語を選択した場合であっても、英語Ⅰa～Ⅶb及び英語特論Ⅰ～Ⅲの既修得単位を、学則第34条に規定する外国語科目に係る卒業要件単位数に算入することができるものとする。

附 則

- この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成10年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 第3条の規定にかかわらず、平成14年度までの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報学部	250	1,000	180	930	180	860	180	790

附 則

この改正は平成11年6月25日から施行する。

附 則

- この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 第3条の規定にかかわらず、平成16年度までの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報学部	246	996	242	988	238	976	234	960	230	944

附 則

- この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 第40条の規定にかかわらず、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 3 第3条の規定にかかわらず、平成16年度までの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報学部	経営情報学科	238	976	234	960	230	944

学部・学科		平成14年度		平成15年度		平成16年度		
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
人間科学部	心理コミュニケーション学科	120	120	120	240	120	15	375
	人間健康科学科	100	100	100	200	100	15	315
	国際コミュニケーション学科	124	124	112	236	100	15	351
	スポーツ行動学科	100	100	100	200	100	15	315

附 則

- この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成14年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 第43条の但し書き、第50条の第2項及び第3項の改正については、平成15年12月25日から施行する。

附 則

- この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成15年度以前の入学者については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成18年度までの収容定員は、次のとおりとする。

		平成16年度 収容定員	平成17年度 収容定員	平成18年度 収容定員
経営情報学部	経営情報学科	974名	992名	1,014名
人間科学部	心理コミュニケーション学科	405名	570名	600名
	人間健康科学科	315名	430名	430名
	国際コミュニケーション学科	351名	466名	442名
	スポーツ行動学科	315名	430名	430名

附 則

- この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成21年度までの収容定員は、次のとおりとする。

		平成19年度 収容定員	平成20年度 収容定員	平成21年度 収容定員

経営情報学部	経営情報学科	1,010名	980名	950名
法政経学部	法政経学科	780名	760名	740名
人間科学部	心理コミュニケーション学科	620名	610名	600名
	人間健康科学科	430名	430名	430名
	国際コミュニケーション学科	330名	230名	115名
	スポーツ行動学科	430名	430名	430名
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	160名	320名	495名

- 3 人間科学部国際コミュニケーション学科については、当該学部の当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成22年度までの収容定員は、次のとおりとする。

		平成20年度 収容定員	平成21年度 収容定員	平成22年度 収容定員
ビジネス学部	経営デザイン学科	120名	240名	360名
	経済ファイナンス学科	100名	200名	300名
現代社会学部	情報デザイン学科	110名	220名	330名
	法律政策学科	100名	200名	300名
人間科学部	心理コミュニケーション学科	590名	560名	530名
	人間健康科学科	430名	430名	430名
	国際コミュニケーション学科	230名	115名	—
	スポーツ行動学科	430名	430名	430名
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	320名	495名	670名
経営情報学部	経営情報学科	750名	490名	230名
法政経学部	法政経学科	580名	380名	180名

- 3 経営情報学部経営情報学科及び法政経学部法政経学科については、当該学部の当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例に

よる。第3条の規定にかかわらず、平成28年度までの収容定員は、次のとおりとする。

		平成26年度 収容定員	平成27年度 収容定員	平成28年度 収容定員
グローバルビジネス学部	グローバルビジネス学科	300名	600名	900名
ビジネス学部	経営デザイン学科	360名	240名	120名
	経済ファイナンス学科	300名	200名	100名
現代社会学部	情報デザイン学科	330名	220名	110名
	法律政策学科	300名	200名	100名
人間科学部	心理コミュニケーション学科	510名	510名	510名
	人間健康科学科	430名	430名	430名
	スポーツ行動学科	430名	430名	430名
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	670名	670名	670名

- 3 ビジネス学部経営デザイン学科、経済ファイナンス学科、及び現代社会学部情報デザイン学科、法律政策学科については、当該学部・学科の在籍者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成29年度までの収容定員は、次のとおりとする。

		平成27年度 収容定員	平成28年度 収容定員	平成29年度 収容定員
グローバルビジネス学部	グローバルビジネス学科	600名	900名	1,200名
ビジネス学部	経営デザイン学科	240名	120名	—
	経済ファイナンス学科	200名	100名	—
現代社会学部	情報デザイン学科	220名	110名	—
	法律政策学科	200名	100名	—
人間科学部	心理コミュニケーション学科	510名	510名	510名
	人間健康科学科	430名	430名	430名
	スポーツ行動学科	430名	430名	430名
国際教養学部	国際コミュニケーション学科	70名	140名	210名
	国際観光学科	70名	140名	210名
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	510名	350名	175名

- 3 国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科については、当該学部の当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成30年度までの収容定員は、次のとおりとする。

		平成28年度 収容定員	平成29年度 収容定員	平成30年度 収容定員
グローバルビジネス学部	グローバルビジネス学科	900名	1,200名	1,200名
ビジネス学部	経営デザイン学科	120名	—	—
	経済ファイナンス学科	100名	—	—
現代社会学部	情報デザイン学科	110名	—	—
	法律政策学科	100名	—	—
人間科学部	心理コミュニケーション学科	445名	380名	330名
	人間健康科学科	385名	340名	310名
	スポーツ行動学科	415名	400名	400名
国際教養学部	国際コミュニケーション学科	140名	210名	280名
	国際観光学科	140名	210名	280名
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	335名	160名	—

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成32年度までの収容定員は、次のとおりとする。

		平成30年度 収容定員	平成31年度 収容定員	平成32年度 収容定員
経営経済学部	経営学科	80名	160名	240名
	経済学科	60名	120名	180名
グローバルビジネス学部	グローバルビジネス学科	900名	600名	300名
人間科学部	心理コミュニケーション学科	330名	280名	280名
	人間健康科学科	310名	280名	280名
	スポーツ行動学科	410名	420名	430名
国際教養学部	国際コミュニケーション学科	280名	280名	280名
	国際観光学科	280名	280名	280名

- 3 グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科については、当該学部の当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。